

第4期
特定健康診査等実施計画
(令和6年度～令和11年度)

令和6年3月
岩美町

序 章 第4期計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度のもと、世界でも有数の高い平均寿命や保健医療水準を達成している。しかし医療費については、高齢化の急速な進行や生活習慣の変化に伴い、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病を患う人が多くなっており、本町においても国民健康保険加入者一人当たりの医療費が増加傾向となっている。

このような状況を踏まえ、本町では「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、「岩美町国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成20年4月）」、「第2期岩美町特定健康診査等実施計画（平成25年3月）」及び「第3期岩美町特定健康診査等実施計画（平成30年3月）」を制定して、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防改善の取組みを進めてきた。

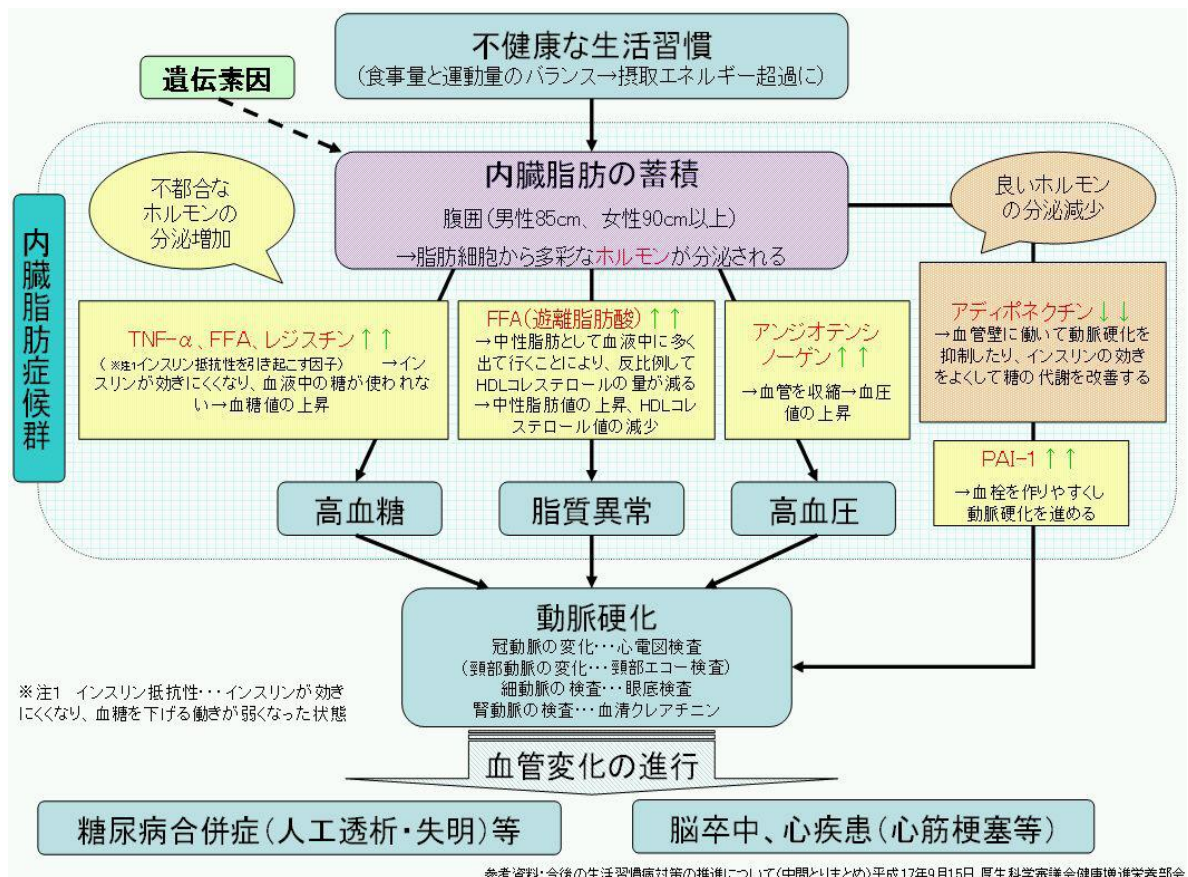
今後さらなる国民健康保険被保険者の健康増進と中長期的な医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の基本指針として、「第4期岩美町国民健康保険特定健康診査等実施計画」（以下「第4期計画」という。）を策定する。

2 特定健康診査・特定保健指導の意義

平成20年度から実施が義務化された特定健康診査では、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための検査を行い、健診結果によって特定保健指導を必要とする者を抽出する。特定保健指導では、メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善するための指導を行う。

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満を共通要因として、高血圧症、脂質異常症、高血糖等を引き起こした病態で、その複合的な結果として血管の損傷や動脈硬化が生じ、重症化した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高まる。メタボリックシンドロームの概念を取り入れることで、健診受診者にとっても日常の生活習慣と健診結果及び疾病発症の関連性が理解しやすく、生活習慣改善に向けて明確な動機付けが可能となると考えられている。

図表 メタボリックシンドロームのメカニズム



3 計画の性格、期間

本計画は、法第18条に規定する「特定健康診査等基本指針」に基づき、岩美町国民健康保険が策定する計画であり、鳥取県医療費適正化計画等の関係する各計画と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものとする。なお、本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までとする。

4 岩美町国民健康保険の現状

(1) 加入世帯数及び被保険者の推移

岩美町の人口は、令和 5 年 9 月 30 日現在 10,915 人で、国民健康保険の被保険者は 2,383 人である。総人口、国民健康保険被保険者数ともに減少傾向にある。

区分	単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
世帯数	世帯	1,708	1,699	1,704	1,678	1,583	1,575
被 保 険 者 数 (A)	人	2,787	2,737	2,692	2,634	2,416	2,383
一般 被保険者数	人	2,771	2,734	2,692	2,634	2,416	2,383
退職 被保険者数	人	16	3	0	0	0	0
総 人 口 (B)	人	11,588	11,408	11,219	11,079	10,949	10,915
国 保 加 入 率 (A/B)	%	24.1	24.0	24.0	23.8	22.1	21.8

※世帯数、被保険者数、総人口は各年度末の数値を計上。(R5 年度のみ R5.9 月末時点)

(2) 特定健康診査の実施状況

岩美町の特定健康診査の受診率は、コロナ禍により令和元年度以降減少したが令和 4 年度からみなし健診を推進して増加した。しかし当初掲げた計画目標値を下回った。

健診受診率	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画目標値	45%	48%	52%	56%	60%	60%
実 績	46.8%	43.6%	40.6%	40.1%	45.5%	46.0%
比 較	1.8%	△4.4%	△11.4%	△15.9%	△14.5%	△14.0%

※令和 5 年度は実績見込み

(3) 特定保健指導の実施状況

コロナ禍により訪問が困難になり、実施率が減少した。令和 2 年度は指導完了時期が年度を跨いだことなどにより実施率が上昇したが、その他の年度は下回った。

保健指導実施率	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画目標値	45%	48%	51%	54%	57%	60%
実 績	34.9%	17.9%	71.8%	27.1%	23.0%	25.0%
比 較	△10.1%	△30.1%	20.8%	△26.9%	△34.0%	△35.0%

※令和 5 年度は実績見込み

第 1 章 特定健康診査等の実施率に係る目標

1 実施目標値の設定

国の目標値は、全国目標を保険者全体で達成するために、各制度の保険者が、実績に応じて等しく実施率を引き上げた場合の各制度の実施率を、保険者種別ごとの目標値として設定している。

市町村国保の目標値は、特定健康診査及び特定保健指導ともに 60%に設定されている。

＜保険者種別毎の目標値＞

保険者種別	全国目標	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	単一健保	組合健保	共済組合
特定健診 の実施率	70%	60%	70%	70%	90%	85%	90%
特定保健指導 の実施率	45%	60%	30%	35%	60%	30%	60%

本町の目標値は、国の目標値を踏まえて設定するものとし、現在の実施状況等を勘案しながら、特定健康診査及び特定保健指導ともに令和 11 年度に 60%となるよう、目標達成に向けて各年度の目標値を設定する。なお、令和 6 年度から 6 年間の目標値は、保険者において自由に設定することが可能であるため、段階的に実施率を高めていくよう目標値を設定するものとする。

＜第 4 期計画での年度別目標値＞

区分	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
特定健診実施率	48%	51%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	45%	48%	51%	54%	57%	60%

第2章 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査対象者数

第3期計画期間における対象者等の見込数は、次のとおりとする。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数	1,944人	1,899人	1,854人	1,811人	1,768人	1,726人
実施率	48%	51%	54%	56%	58%	60%
受診者数	933人	968人	1,001人	1,014人	1,025人	1,035人

特定保健指導の対象者は、岩美町国民健康保険の被保険者で、実施年度において40歳以上75歳未満の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- ③ 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

2 特定保健指導対象者数

第3期計画期間における対象者等の見込数は、次のとおりとする。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数	75人	77人	80人	81人	82人	83人
実施率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
実施者数	34人	37人	41人	44人	47人	50人

※対象者数については第3期計画の実績をもとに発生率を8.0%として推計

保健指導は健診受診者全員に対して行うが、健診結果を判定し、保健指導の必要性（生活習慣病リスク）に応じて、「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に区分して実施する。このうち、「動機付け支援」及び「積極的支援」の該当者に対して行う保健指導を「特定保健指導」という。

第3章 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査

(1) 実施場所

①個別健診の場合

町内及び近隣市町の医療機関において実施する。委託医療機関は、集合契約もしくは個別契約により業務を委託する。

②集団健診の場合

町内の公共的な施設において実施する。

(2) 実施時期

特定健康診査の実施時期は一定の受診期間を指定して実施する。

(3) 実施項目

健診項目は、実施基準第1条に定められた「基本的な健診項目」と、「実施基準に関する大臣告示（厚生労働省告示第4号）」に基づき医師の判断により追加的に実施することができる「詳細な健診項目」を実施する。

			内容
必須項目	基本項目	診察	問診 身長、体重、BMI、腹囲 理学的検査（身体診察） 血圧測定
		脂質検査	空腹時中性脂肪※1 HDLコレステロール LDLコレステロール Non-HDLコレステロール※2
		肝機能検査	AST（GOT） ALT（GPT） γ-GT（γ-GTP）
		血糖検査	ヘモグロビンA1c又は随時血糖
		尿検査	尿糖 尿蛋白
	追加項目 （町独自）	血清クレアチニン、尿酸 貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）	
詳細な健診項目 （医師の判断による）		貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値） 心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン	

※1 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は食直後を除き随時中性脂肪でも可とする。

※2 LDL コレステロールについては、空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dL 以上又は食後採血の場合は Non-HDL コレステロールの測定に替えられる。

(4) 実施形態及び外部委託契約の契約形態

- ① 特定健康診査の実施形態は、個別健診方式及び集団健診方式によるものとする。
- ② 個別健診方式は、集合契約により町と特定健康診査委託契約を締結する一般社団法人鳥取県東部医師会が指定する東部医師会会員の医療機関が実施する。
- ③ 集団健診方式は、公益社団法人鳥取県保健事業団と委託契約を締結し、町内の公共的な施設を健診会場として設定し、日時を定めて実施する。(年間 16 回程度)

(5) 周知や案内の方法

①周知の方法

町広報紙、町ホームページ及び防災無線放送等により周知するとともに、ケーブルテレビ「岩美町チャンネル」内での文字放送等を活用し周知を図る。

②受診案内の方法

対象者全員に受診券とともに個別受診可能な医療機関名簿、集団健診日程票を同封する。

③受診勧奨

受診券発送後、一定期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行う。勧奨方法については、未受診者へのハガキ等による受診勧奨を実施するとともに、より効果的に未受診者に対し受診を促せるよう検討する。

(6) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

事業主健診等他の法令に基づく健診の結果を保険者が受領することにより、その結果のうち特定健康診査の実施項目と重複する部分については医療保険者での実施が不要となる。

このため、事業主健診や人間ドック等他の検診を受診した場合には、受診者本人から受診結果を書面で提供してもらうことにより、健診結果に反映することが重要である。この場合の収集方法として、受診案内送付時に受診結果を提供してもらう旨の案内を同封する方法や、個別勧奨を通じて健診データの提出促進を図るなど、受診結果の収集に努める。また、事業主や健診実施機関からの健診データの授受の体制整備に努める。

(7) 治療中の方の特定健康診査等情報の提供

治療中であっても特定健康診査を受診するようかかりつけ医から本人への健診の受診勧奨を行うことが重要であるが、その上で、受診者の負担軽減の観点から本人同意の下で診療の検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして活用することも可能であることから(みなし健診)、対象者に対してみなし健診の勧奨を行う。

(8) 特定健康診査データの保管及び管理

特定健康診査データは、原則として委託医療機関が電子的標準様式により、鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する。特定健康診査に関するデータは、原則5年間保存するものとし、国保連に管理及び保管を委託する。

(8) 年間スケジュール等

特定健康診査及び特定保健指導の年間スケジュールは、下表に示すとおりとする。

特定健康診査・特定保健指導の年間スケジュール

年 度	当該年度				翌年度			
実施時期（月）	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
委託契約	⇔							
受診案内・ 受診券発行	⇔							
個別健診の実施 （医療機関等）	⇔							
集団健診の実施	⇔							
受診勧奨		⇔						
結果通知・ 初回面接		⇔						
特定保健指導の 実施		⇔						
事業評価・ 計画の見直し						⇔		

2 特定保健指導

(1) 支援レベル別の保健指導計画

特定保健指導は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施するものであり、下表のとおり支援レベルに応じ保健指導を行う。

支援レベル	支援頻度・期間	保健指導内容
情報提供	受診者全員に 年1回の情報提供	- 資料による情報提供 健診結果の見方、健診結果に応じた生活指導 各種健康教室の案内等 - 集団健診結果説明会での個別指導 資料による情報提供、健診結果に応じた生活指導 病態別生活習慣病の予防、改善に関する指導等
動機づけ支援	面接による支援の み原則1回	初回面接時に行動計画表を作成し、3ヶ月経過後に実績評価を行う。状況に応じて6ヶ月経過後の評価も可能とする。 自らの生活習慣の改善点を自覚し、自らの目標を設定し、行動に移すことができるよう支援する。 - 初回面接 - 必要に応じて個別支援、集団健康教室等
積極的支援	①初回面接による 支援 ②3ヵ月以上の継続的な支援	初回面接時に行動計画表を作成し、3ヶ月経過後に実績評価を行う。状況に応じて6ヶ月経過後の評価も可能とする。 具体的に実践可能な行動目標について対象者と一緒に考え、対象者自身が選択できるよう支援し、行動を継続できるよう定期的かつ継続的に介入する。 - 初回面接 - 個別支援、集団健康教室等

(2) 実施方法

保健衛生主管課、岩美病院（直営診療施設）に委託して実施する。

(3) 実施場所

岩美すこやかセンター等

(4) 実施時期

7月頃から3月末まで（ただし、翌年度への持ち越しも可能とする。）

(5) 対象者の抽出方法

特定健診の結果を基に次の階層化基準により対象者を抽出する。

腹 囲 (内臓脂肪の蓄積)	追加リスク	④喫煙	特定保健指導レベル	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40～64歳	65～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり	動機付け支援	
上記以外で BMIが25以上	3つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり	動機付け支援	
	1つ該当	なし	動機付け支援	

①血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上又はヘモグロビン A1c5.6%以上

②脂質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上又は随時中性脂肪 175mg/dl 又はHDL
コレステロール 40mg/dl 以上

③血圧：収縮期（最高）130mmHg 以上または拡張期（最低）85mmHg 以上

※糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る錠剤服用者を除く。

(6) 対象者間における優先順位

特定保健指導を効果的に実施するため、階層化基準に基づき抽出した対象者のうち、次の優先順位を付け特定保健指導の実施が必要な対象者を明確にする。

- ① 年齢が比較的若い対象者
- ② 新規対象者（前年度に特定保健指導を受けていない対象者も含む）
- ③ 保健指導レベルが「動機づけ支援」から「積極的支援」に移行するなど、特定健診結果が年々悪化する傾向がみられる対象者
- ④ 質問票の回答により生活習慣改善の必要性が高い対象者

(7) 案内方法

特定健康診査の受診結果を送付する際に、特定保健指導対象者に対しては、特定保健指導利用案内を同封する。

(8) 周知方法

利用案内の送付にあわせて、特定保健指導の趣旨、利用方法等を記載したパンフレット等を送付する。

また、町のホームページ、広報誌に同様の旨を掲載し、周知を行う。

第4章 個人情報の保護

1 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行うとともに、岩美町個人情報保護法施行条例を遵守する。

その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集された個人情報を有効に利用することが必要である。

2 具体的な個人情報の保護

個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づいて行う。

特定健康診査・特定保健指導等を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外利用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していく。

3 守秘義務規定

次の法令を遵守することとする。

○国民健康保険法

第二百十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職に合った者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○高齢者の医療の確保に関する法律

第三十条 第二十八条の規定により保険者が特定健康健診等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合はその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密は正当な理由がなく漏らしてはならない。

第百六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく町広報紙及びホームページ等により公表するものとする。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 実施計画の評価

事業実施年度の翌年度に実施計画の進捗状況（実施方法・内容・日程等）の確認及び目標の達成状況（受診率・実施率）の評価を行い、該当結果を翌々年度の実施事業に反映させるよう努める。

＜具体的な評価項目＞

- ・ 特定健康診査受診率
- ・ 特定保健指導実施率

2 実施計画の見直し

本計画に定める実施目標及び具体的実施方法等については、3年後の令和9年度に中間評価を行い、岩美町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）や岩美町健康づくり計画等の各計画、被保険者の要望等を踏まえながら6年後の最終評価に向けて見直しの検討を行う。ただし、保険運営の健全化の観点から岩美町国民健康保険運営協議会において、進捗状況等を報告し、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第7章 その他

特定健康診査の実施に当たっては、町で実施する各種がん検診と同時実施するなど、対象者の利便性を考慮しながら実施することとする。

また、この計画に定めのない事項で、特定健康診査・特定保健指導の実施にあたり必要な事項については、町長が別に定めるものとする。